

紀 要

第10号

— 目 次 —

序

縄文時代石器研究の方法論序説	(鈴木 康 二)
弥生社会からみた独鈷石	(田 井 中 洋 介)
犬上川左岸扇状地における考古学的研究	(近江歴史クラブ)
犬上川左岸扇状地における須恵器編年試案	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地の古墳群について	(北 原 治)
近江における階段式石室の検討	(堀 真 人)
犬上川左岸扇状地における無袖式横穴式石室	(辻 川 哲 朗)
古墳時代後期から終末期にかけての土壙墓の問題点	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地の古墳にみられる習俗の研究	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地における馬具副葬土壙墓について	(山 中 由 紀 子)
犬上川左岸扇状地における古墳出土の土器様相について	(中 村 智 孝)
犬上川左岸扇状地周辺の生産と流通の概観	(畑 中 英 二)
東大寺水沼荘の開発	(神 保 忠 宏・畑 中 英 二)
「湖東系軒丸瓦」に関する基礎的考察	(重 岡 卓)
古代王権論にむけて	(細 川 修 平)
日野町出土の瓦器碗をめぐって	(土 垣 幸 徳)
滋賀県伊香郡高月町井口集落周辺の水利と環境	
井口城とその立地	(神 保 忠 宏)
水と環境教育	(佐 野 静 代)

1997. 3

(財)滋賀県文化財保護協会

「湖東系軒瓦」に関する基礎的考察

—「湖東系軒丸瓦」に見る湖東北半—

重岡 卓

1. 研究史と問題の所在

近江独自の軒瓦として知られる「湖東式軒瓦」は、文様構成と分布が特徴的なことから近江の地域色を代表するものの一つに数えられている。にもかかわらず、十分な検討は未だ行なわれておらず、研究は停滞しているといわざるを得ない状況にある。ここではまず、研究史から「湖東式軒瓦」についての問題を導き出したい。「湖東式軒丸瓦」の研究史を、1980年代後半からの小笠原好彦らの研究（文献119）を境に、それ以前（Ⅰ段階）と以後（Ⅱ段階）に大きく分けて見てみたい。これは、「湖東式軒瓦」を含む近江の古代寺院について総括し、現時点での評価を確定したとの認識に基づく。

(1)Ⅰ段階

「湖東式軒瓦」の発見 滋賀県の愛知郡小八木付近において、特異な文様を持つ軒瓦が出土することが古くから注目されていた（文献111）^{註1}。その後、1940年代の雪野寺址の発掘調査においても文様構成の類似した軒瓦が出土し、湖東地方に見られる特異な軒瓦として認識されるようになった（文献194・195）。

全国的な規模で実施されたほ場整備の波が1970年代前半には湖東地方に及ぶこととなり、大規模な発掘調査が行なわれた。これらの調査により、旧愛知・犬上郡域（以下で湖東北半と呼ぶ）の東半において多くの古代寺院が確認された（文献68・69・70・71・72・73・152）。これらの寺院では稜を持つ重弁の外縁に珠点を配した軒丸瓦と、重弧文の下半部を指で押圧して波形にした軒平瓦が出土したことから「湖東式軒瓦」（あるいは「軽野寺式」）という名で呼ばれることになる。

「湖東式軒瓦」命名の経緯と定義 「湖東式軒瓦」の命名経緯は今一つ明らかではない^{註2}。研究者間の認識では、西田弘による近江における古代瓦の集成（文献152）を初現と捉える向きもあるが、西田は「湖東地域に多く見られる軒瓦」と記すに留めている。管見では、「湖東式軒（丸）瓦」が文献に見

られる、近藤滋の小八木廃寺についての報告（文献69）が最も古い。この中で、「いわゆる『湖東式軒丸瓦』（あるいは「軽野寺式軒丸瓦」）と記し、同時に新羅出土軒丸瓦との文様構成の類似を指摘した。

このように、曖昧な形で命名された「湖東式軒丸瓦」に後追いつる形で定義を試みたのが西田である（文献119）。西田の行なった「重弁で外縁に珠点を配する」文様構成を持つ軒丸瓦を「湖東式軒丸瓦」、「重弧文の下半部を指で押して波形にした」軒平瓦を「湖東式軒平瓦」と定義して、名称の先行によって混乱した研究をまとめる試みを行なった。西田の研究以後、「湖東式軒瓦」の定義を問うような研究はなされておらず、以降の研究の基点になっている。しかし、西田は単弁のものも含んで「湖東式軒丸瓦」を紹介しており、その定義に問題が残る。

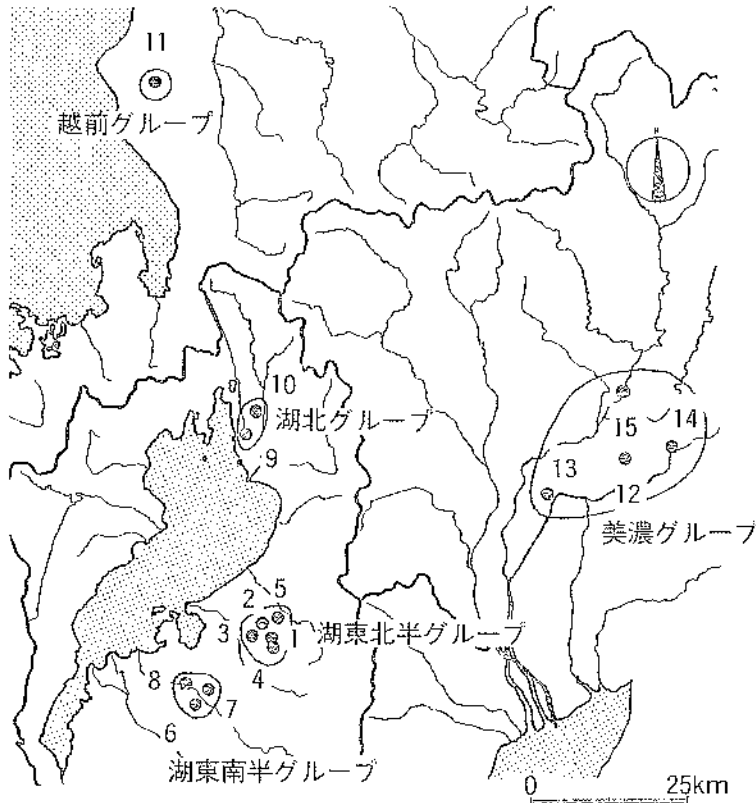
「湖東式軒瓦」をめぐる研究の展開 「湖東式軒丸瓦」について、唯一基本的な形式学的研究を目指したのが珠点の粗密から軒丸瓦の形式分類を試みた近藤の研究である（文献69）。妙蘭寺遺跡・雪野寺址・小八木廃寺の三者の形式的前後関係を解明する意図が見られるが、大まかな傾向を仮定するとどまった。

小笠原好彦による近江における寺院設立氏族についての検討の中で、湖東地方の東半寺院の設立氏族として渡来系氏族「依智秦氏」が挙げられるに至り、朝鮮半島との関係に注目が集ることとなる。さらに、小笠原は近江出土の軒丸瓦と朝鮮半島の軒丸瓦の文様構成の比較の中で、「湖東式軒丸瓦」と百済の旧都・公州南穴寺址出土資料との類似性について初めて言及した（文献119・120）。

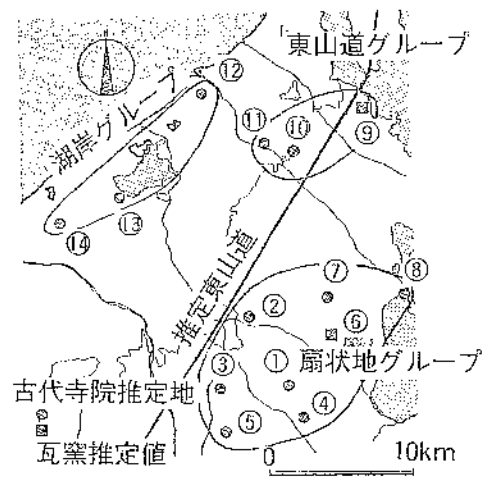
小笠原の研究以降、「湖東式軒丸瓦」と渡来系氏族「依智秦氏」との結び付きは決定事項とみなされるに至る。

「湖東式軒瓦」と「依智秦氏」 ここで、「湖東式軒瓦」と「依智秦氏」の関係について、その論拠を整理すると、以下の四点にまとめられる。

1. 湖東地方には文献から知られる有力な渡来系



第1図 湖東系軒丸瓦分布図



第2図 湖東北半における古代寺院と瓦窯の分布

番号	遺跡名	グループ	所在地	発掘調査	寺院関連遺構	出土軒丸瓦	その他の遺物	備考
1	観音塔ノ原	湖東北半	滋賀県彦根郡彦根市	1978・1982	推定基壇、池定南門、区別溝、瓦列、瓦窯2基	軒丸A・B・D・F・Gなど	軒平瓦、樽瓦など	
2	百石田遺跡	湖東北半	滋賀県彦根郡彦根市	1980	確認されていない	?	軒平瓦など	
3	野々目遺跡	湖東北半	滋賀県彦根郡彦根市	1977~8	確認されていない	湖東C?	軒平瓦、樽瓦など	
4	小八木遺跡	湖東北半	滋賀県彦根郡彦根市	1974	基壇4基(性格不明)	湖東B?	軒平瓦、樽瓦など	
5	高野遺跡	湖東北半	滋賀県彦根郡彦根市	1989	確認されていない	長巻A・B	軒平瓦など	
6	宮井寺	湖東南半	滋賀県彦根郡彦根市	1982	塔・金堂ほか基壇4基など	紀伊式など	備前瓦葺・正阿山瓦葺(起雲式)	
7	稻田原寺	湖東南半	滋賀県彦根郡彦根市	-	-	瓦葺、細弁系2種	軒平瓦	
8	雲谷寺跡	湖東南半	滋賀県彦根郡彦根市	1987・1992	塔・金堂・講堂ほか基壇4基、瓦列など	川原寺式、車守系	瓦葺、瓦葺状	
9	宮井寺跡	湖北	滋賀県彦根郡彦根市	-	-	高野系など		
10	井口遺跡	湖北	滋賀県彦根郡彦根市	1978~81	確認されていない	高野系・車守系	軒平瓦など	
11	小倉瓦窯	湖北	滋賀県彦根郡彦根市	1982	瓦葺瓦窯2基		軒平瓦など	
12	平塚寺跡	美濃	岐阜県各務原市	-	-	川原寺式、細弁系	軒平瓦	
13	東山道寺	美濃	岐阜県羽島郡笠原町	-	塔心礎		軒平瓦など	
14	輪形瓦窯	美濃	岐阜県阿蘇郡阿蘇町	-	-			
15	塚崎寺跡	美濃	岐阜県関市	1983・1987	塔・金堂基壇、南門、副立柱礎、推定礎など	川原寺系2種	軒平瓦など	推定礎に瓦葺

表1 湖東系軒丸瓦出土遺跡一覧

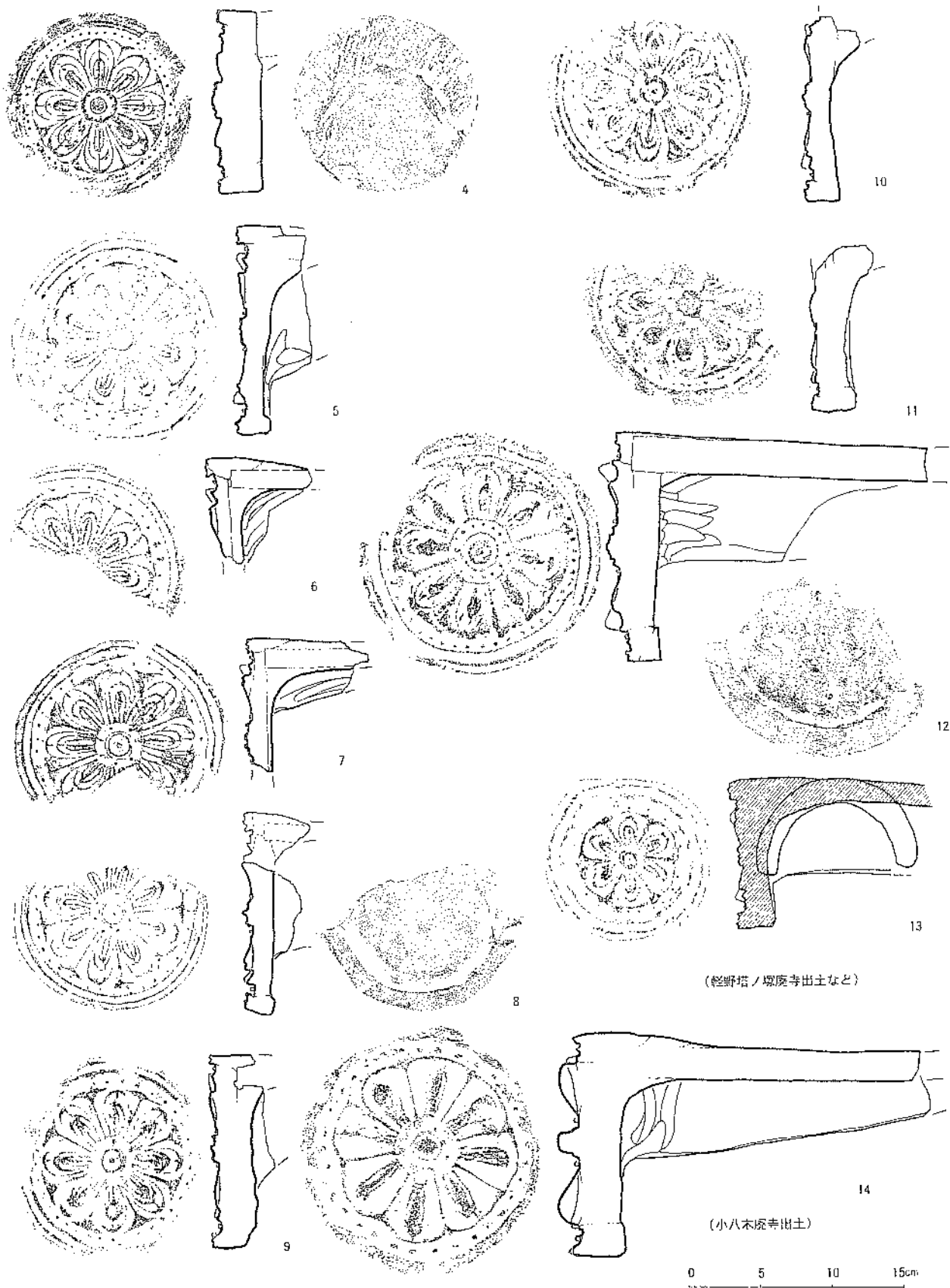
番号	遺跡系	グループ	所在地	発掘調査	寺院関連遺構	出土軒丸瓦 図版番号	その他の出土遺物	備考
1	観音塔ノ原	扇状地	滋賀県彦根市	1978・1982	推定基壇、推定南門、区別溝など	4-11・13・15~23	軒平瓦、樽瓦など	
2	百石田遺跡	扇状地	滋賀県彦根市	1980	確認されていない		軒平瓦など	
3	野々目遺跡	扇状地	滋賀県彦根市	1977~8	確認されていない	1~9・12	軒平瓦、樽瓦など	
4	小八木遺跡	扇状地	滋賀県彦根市	1974	基壇4基	14	軒平瓦、樽瓦など	
5	稲田原寺	扇状地	滋賀県彦根市	1977	推定金堂基壇	25	軒平瓦など	
6	高野山瓦窯	扇状地	滋賀県彦根市	(分布調査)	-		瓦葺、平瓦など	散在地
7	辻寺遺跡	扇状地	滋賀県彦根市	1989	確認されていない	23・24	軒平瓦など	
8	極楽遺跡	扇状地	滋賀県彦根市	-	-	26	平瓦など	散在地
9	正法寺瓦窯	扇状地	滋賀県彦根市	-	-	30~34	瓦葺、軒平瓦など	瓦窯2基
10	高野山寺	扇状地	滋賀県彦根市	-	塔心礎伝承あり	35・36	平瓦など	
11	竹々寺跡	扇状地	滋賀県彦根市	1986・1991・1996	塔心礎伝承あり	27~29	軒平瓦、瓦葺など	
12	八坂遺跡	扇状地	滋賀県彦根市	1995	確認されていない		軒平瓦など	
13	東山道寺	扇状地	滋賀県彦根市	1994・1997	推定南門など	37~44	瓦葺、軒平瓦、瓦葺瓦葺など	下部部瓦葺
14	輪形瓦窯	扇状地	滋賀県彦根市	1994	塔心礎	45~50	軒平瓦など	

表2 湖東北半における古代寺院と瓦窯の分布



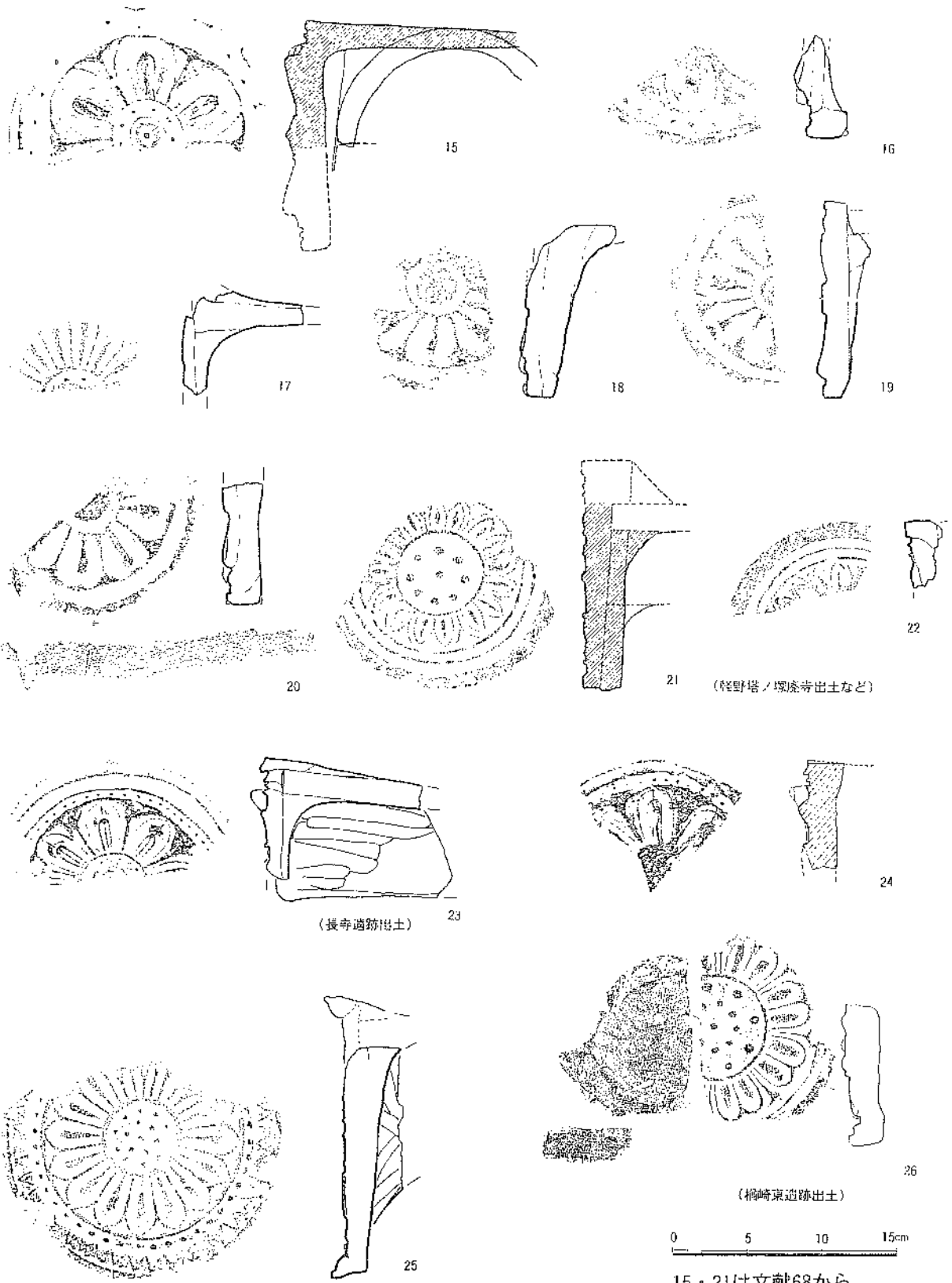
スケール不明

第3図. 湖東北半出土軒丸瓦(1)



第4図 湖東北半出土軒丸瓦(2)

13は文献68からの転載



第3図 湖東北半出土軒丸瓦(3)

15・21は文献68から
 24は文献17から
 26は文献79からの転載

氏族「依智秦氏」の存在が確認できる。

2. 湖東地方東半には「湖東式軒瓦」をもつ寺院群が見られ、想定される「依智秦氏」の中心地と分布状況が一致する。

3. 「湖東式軒瓦」の文様構成は百濟出土資料に類似する。

4. 以上を受けて、「依智秦氏」の創建した寺院が湖東地方東半の寺院群であり、朝鮮半島の影響が強い「湖東式軒瓦」を採用した。

1については本論の検討対象になく、2と3が考古学的根拠といえる。3についても、形式的比較はほとんどなされておらず、曖昧な「モチーフの共有」という根拠が示されたのみで、十分には説明されていない。4については、2・3の検討をふまえて論じられるものである。

「湖東式軒瓦」の特性 7世紀後半以降、「山田寺式」や「川原寺式」など、大和の主要大寺院にみられる軒瓦の多くが、大和から他地域へと地域内での拡散過程が解明されている。これに対して「湖東式軒瓦」は大和の大寺院には見られず、広範な分布を見せる数少ないものの一つである。中央を過ぎずに朝鮮半島から地方に直接導入され、各地域に拡散する点が重要視される。

以上見てきたように、「湖東式軒瓦」の特徴的な分布と、文様構成からみた朝鮮半島との関係が、湖東地方の渡来系氏族「依智秦氏」に対する考古学的評価の基礎となっている（文献169）。この評価は今日においてもなお生き続けている。

(2)II段階

「湖東式軒瓦」の分布拡大 1980年代後半以降、「湖東式軒瓦」が、地域を越えて近江の湖北・湖東南半にとどまらず、美濃・越前にまで分布する状況が明らかになってきた。2. の前提が崩れたことで、「湖東式軒瓦」と「依智秦氏」を結び付ける根拠はなくなったといつてよい。

「湖東式軒瓦」研究の新展開 こうした中で、「湖東式軒瓦」について、新しい2つの研究方向が示され、従来の視点とは異なった研究が発表される。まず、「湖東式軒瓦」に関する造瓦技法の研究である。これは、技法によって地域間の関係を解明すると同時に、各地域の資料の前後関係を見出すことを

目的とした。近藤による「一本作り」技法との関連の指摘は断片的なものではある（文献69）が、その先駆的なものと評価できる。北村圭弘の一連の研究（文献74・79）は、工人集団を視野に入れて造瓦技法の展開を解明する試みであり、本論もこの成果によるところが大きい。

次の視点として、地域内における読み込み作業によって、各地域における「湖東式軒瓦」の位置付けを目指したものである（文献94・106・116）。本論の進行上、重要な位置を占めることになるため、その成果をやや詳しく見て見よう。

北村の研究 北村の一連の研究をまとめる形で、「軽野寺式」（「湖東式軒瓦」）という枠をはずし、彦根市を含む旧犬上郡・愛知郡といった湖東北半という地域内での文様と造瓦技術の展開を考察した研究（文献74）が発表された。これは、瓦当文様・分布論に片寄りがちな近江の造瓦技法の研究に新しい展望を与えるものといえる。この中で、北村は軒瓦の瓦当裏面下半部に凸帯をめぐらせる「湖東北部系技法」が犬上・愛知両郡域の各寺院に見られることを見出した。造瓦技術からは共通の要素が多いにもかかわらず、瓦当文様は湖岸部の川原寺式、山麓部の「軽野寺式」（「湖東式」）、推定東山道沿いの山田寺式などが見られ、多様であることを見出した。ここにおいて、北村はこの技法が工人集団の系譜を示すものと位置付け、他地域との関係についても言及している。さらに「湖東北部系技法」が全国的な展開を見せる可能性があること、この技法が瓦当文様の展開と一致しないことを指摘した。

「湖東式軒瓦」にみる問題点 研究史の整理から、幾つかの問題点が浮かび上がった。これを改めて整理すると、以下の四点にまとめられる。

1. 「湖東系軒瓦」の分布の中心を成す湖東北半地域の資料が十分提示されていない。

2. 瓦当文様・造瓦技法についての整理がなされていない。

3. 大和にみられない特徴的な分布の意味付けが検討されていない。

4. 「依智秦氏」との関係が指摘されているが、新たな根拠が必要である。

本論の構成と目的 以上の先学の成果を踏まえて、

多方向からの分析を試みることで、本稿を「湖東式軒瓦」の総合的評価に向けた第一歩としたい。そこでまず前半で「湖東式」の由来となった湖東地域北半の資料の提示を行ない、後半では湖東北半における「湖東式軒丸瓦」の位置づけを行なう。ただし、筆者の力量不足から今回は軒瓦のうち軒丸瓦のみに限って考察する。

分析方法として、「湖東式軒丸瓦」の分布を概観した後、瓦が使用された状況つまり葺き上げられた状態を考えて、大きく二つの要素からの分析を試みる。一つめは「見た目にわかる要素」で、文様と色調の二方向からの検討であり、二つめは「見た目で判りにくい要素」で、丸瓦との接合方法からの検討である。「湖東式軒瓦」の年代についても従来言われている7世紀末とする根拠が弱いために、7世紀末～8世紀と大まかに設定するに留め、更に細かい年代については言及しない。

2. 湖東北半の「湖東系軒丸瓦」

湖東北半から出土した軒丸瓦について形式分類を行ない、資料を整理したい。方法として範単位によって分類して大形式（大文字アルファベットで表記）を設定した後、胎土について同範品についても明らかな差が認められるものについては中形式（ローマ数字で表記）を設定し、更に整形方法に大きな違いがみられるものについては小形式（小文字アルファベットで表記）を設定して区別した。資料の混在によって出土遺跡がはっきりしないため、旧愛知郡東半の各寺院の資料については形式名に「湖東」を冠し、出土遺跡が確認できるものについては遺跡名を冠して表記した^{註3}。

分析方法 湖東北半において5地点から10型式の軒丸瓦が確認できる。軒丸瓦の文様を11個の構成要素に分解し、胎土の区別と瓦当径・厚を合わせて示す。

分類規準 軒丸瓦の瓦当文様を、以下に示す中房4・弁3・外区4の計11要素に分類した。

中房の中心点：圏線を持つ大きなもの（a）・小さなもの（b）・不明（c）

中房における稜線の有無：有（1）・無（0）

中房における圏線の有無：有（1）・無（0）

中房の珠点数：珠点数を中から順に数字で示す（十値は中房上、一値は中房間縁に珠点が巡ることを示す）

区画圏線：有（1）・無いが段で表現するもの（2）・無（3）

弁数：8弁（8）・6弁（6）

子葉数：3重弁（3）・2重弁（2）

間弁の平面形：間弁が連続するもの（a）・間弁が独立するもの（b）

外区内縁の珠点数：珠点数をそのまま数字に置き換える

外縁圏線：素縁・一重縁・二重縁

外縁圏線の断面形：なし・三角形・（一重）凸（線）・二重凸（線）

外縁の形状：直立縁・斜縁

胎土 胎土を以下の3種に分類した。

A：非常にきめ細かく、長石やクサリ礫の微小片をわずかに含む軟らかいもの。

B：長石・クサリ礫の小片を含むが、比較的細かく軟らかいもの。

C：長石の比較的大きな礫を含み、やや硬く粗めのもの。

その結果をまとめたのが表2である。湖東Bについては胎土の軟度によってI・IIに分類し、IIをさらに整形方法によってケズリを主体とするものをa・ナデを主体とするものをbとした。湖東Cについても胎土の軟度によってI・IIに分類した。いずれの場合も範の磨滅からI→IIの順序が確認できた。湖東B II aとbについては内区について見ると範の磨滅からB II a→bの順序が確認出来るが、外縁はB II bの方が低い。これは外縁部分が紋型ではなく外枠に彫り込まれたものと考えたい。

3. 見た目でもわかる要素からの検討

(1) 文様

2章で行なった文様構成の分解の過程で、弁と間弁・外縁の表現に大きな差異が見出せ、大きく2つの群に分類できる。各群の構成と特徴を整理して見よう。

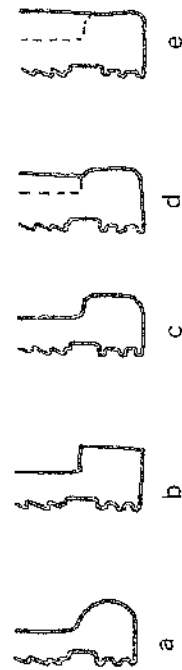
1群：3重8葉のものを中心とする一群であるが、湖東B II bを弁数を8から6に減じた以外、忠実に

大形式	小形式	中房		区画圍線	弁	周縁突帯		周縁突帯の瓦当径の形式	中房窓	内区窓	外区内縁		備考
		中心点	稜の有無			稜の有無	稜の点数				平面形	断面形	
湖東A		a	0	10無	8	2	有	b	51	二重圓線	二重凸	直立	1弁のみ直立
湖東B	I	b	0	-6(段あり)	8	2	有	b	36	二重圓線	二重凸	直立	
湖東C	II	b	0	-6(段あり)	8	2	有	b	36	二重圓線	二重凸	直立	
	I	b	1	-15有り	8	1	有	a	42	二重圓線	凸	直立	
湖東D	II	b	1	-15有り	8	1	有	k	42	二重圓線	凸	直立	
	I	b	0	-10無	6	1	有	b	2.6?	素線	凸	直立	
湖東E		b	0	-10有り	6	1	有	b	3.0?	素線	凸	直立	
湖東F		b	0	-6(段あり)	6	2	有	b	24	二重圓線	凸	直立	
長寺A		-	-	-18有り	8	1	有	a	56~64	二重圓線	三角形	直立	
長寺B		-	-	-有り	8	1	有	a	4.8?	一重圓線	三角形	直立	

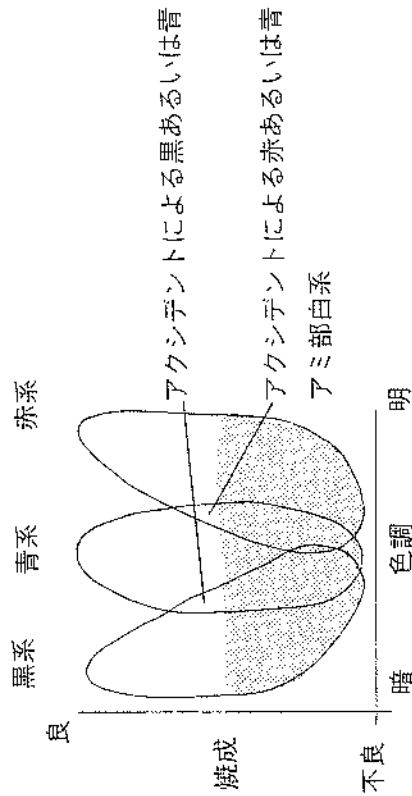
表 3 湖東北半における湖東系軒丸瓦一覽(文様)

大形式	小形式	胎土	焼成	接合法	周縁突帯の形式	瓦当径	中房窓	内区窓	図版番号
湖東A	A	黒・白	黒・白	1	-	13.2	2.8	9.5	4
	B	青	青	5	a・c	15.6	2.4	10.6	5~8
	C	赤	赤	2あるいは5	e	14.2	2.4	10.6	9
湖東C	I	B	青	5	b	14.2	2.4	10.5	10・11
	II	C	赤	5	b	16	2.7	12.5	1
湖東D	B	赤	赤	5	b	16	2.7	12.5	12
	B	赤	赤	5	d	15.6	2.8	12.3	14
長寺A	C	赤	赤	5	d	15.5	1.7	12.1	15・16
	C	青	青	2	d	(16)	(3.2)	(6)	13
長寺B	C	青	青	2	-	(16)	(3)	(6)	23
	C	青	青	2	-	(16)	(3)	(6)	24

表 4 湖東北半における湖東系軒丸瓦一覽(技法)



第 6 図 周縁突帯分類模式図



第 7 図 色調概念図

模倣して小型化した湖東Fについてもここに含める。湖東Aと湖東Bは大きな文様構成は類似するが、細部はすべてが異なっている。弁の表現について凸線の省略や反りの単調化に、珠点についても数を減らす簡略化の傾向が見られ、湖東Aのモチーフを受けて湖東Bが成立したといえる。従って、湖東A→湖東B I→湖東B II→湖東Fの形式変化がたどれる。また、湖東A、湖東B I、湖東B II・Fの三者が全く違った胎土を用いている点については、後に検討したい。

2群：幅の広い2重8葉で小さな子葉を持つ一群である。8葉を6葉に省略したと考えられる湖東Eについてもここに含める。間弁が突出する点も共通にみられる。外区外縁の重閣文が断面三角のものから凸線への変化と内縁の珠点数の減少に注目すれば、長寺A→長寺B・湖東C I・II→湖東D→湖東Eの形式変化がたどれる^{註1}。しかし、長寺A・Bはいずれも中房部が不明であることから、湖東Cとの形式変化には確証が持てない。ここでは一応、長寺Aを群内でもっとも古相とみて論を進める。また、湖東Eについては、外区外縁は素縁となり、珠点数は減少することから長寺A・Bおよび湖東Bよりも形式的に後出する。弁の表現も単調で、弁・間弁共に突出が甚だしい。これを6様に省略したものが湖東Eと考えられる。湖東Eは、外区の珠点数から2種に分類出来る可能性も考えられるが、資料数が少ないため、ここでは細分しない。2群は形式的な流れとして、長寺A→長寺B→湖東C→湖東E→湖東Fに整理できる。長寺A・B・湖東C、湖東F、湖東Eの三者が全く違う胎土を用いている点については後に検討したい。

以上の関係を整理したのが図11である。湖東A (I群)と長寺A (II群)の2系統に分けることができた。以上のように、「湖東系軒丸瓦」を型的に整理した結果、(1)大きく2群に分かれること(2)地域内で継続的な文様の変化が見られることが明らかになった。結論として、湖東北半地域に見られる「湖東系軒丸瓦」の祖系として湖東Aと長寺Aの2種である可能性が高いといえる。

胎土についての問題も検討しておきたい。胎土について各群内で相違が見られたが、それが生産地を

反映した採土地の違いによるのか、胎土の精製技術を反映したものかを明らかにする必要がある。湖東地域においてAのような粘土を得るのは難しく、逆に得やすいのはCのような長石粒を含むものである。瓦の焼成には大量の粘土が必要なこと、粘土自体は周辺に豊富に存在し、かつこれを使用したものがあることを考えあわせると、粘土を搬入した可能性は低い。また、製品の搬入も考えにくいことから生産地周辺で地元の粘土を使ったと考えてよい。その場合、胎土Aについては、粘土を精製する過程ゆきを得ることが難しい。しかし、胎土BとCの違いについては、生産地の相違に起因するのか粘土精製技術に起因するのかは明らかにはし得ない。ここでは、地域内で胎土A→B・Cに変化することを確認するに留めたい。

ここで、「湖東系軒丸瓦」の定義についてもふれておきたい。表2から、すべての形式に共通する要素を抜き出すと、1)外区内縁に珠点を配すること2)弁に稜線を持つことの2点にまとめることができる。1)は西田による定義を構成する要素の一つであるが、もう一つの要素「重弁であること」は共通しない。しかし、素弁や複弁、細弁のものはみられないことは含めるべきであろう。以上を要約すると、いわゆる「湖東式軒丸瓦」の定義は「外区内縁に珠点を配し、弁に稜を持つ単弁あるいは重弁のもの」といえ、かなり漠然としたグルーピングになってしまう。標識寺院が不明であることも併せて、やはりここでは過去の瓦研究で「式」よりも広い範囲を包括する概念である「系」を用いて「湖東系軒丸瓦」と称するのが穏当ではなかろうか。

(2)色調

研究史 瓦をその色調によって分類した研究は、高句麗の軒丸瓦についてなされており、漠然と高句麗系軒丸瓦が赤系の発色をすると認識されている(文献139)。焼成技法の指標としての認識と位置付けはなされていない。

分析にあたって ここでは、①瓦の色調は焼成段階で決定できる②焼成時には色調に対する意識があるという前提にたって焼成技法の指標として色調による分類を行なう。小粕窯など、瓦類全体が特定の色を指向している資料が認められることから^{註4}、

ここで設けた前提にはかなりの妥当性があるものと考えている。

分析基準 軒丸瓦を色調によって大きく4系統に分類する。分類にあつたての概念は図5に示すとおりである。

須臾器に似た青灰色や灰色の発色のものを青系統、燻し焼かれた瓦質のものを黒系統、上師質あるいは陶質で赤もしくは赤褐色の発色のものを赤系統、白っぽい発色をする軟質のものを白系統とした。

白系統については、青系統の「生焼け」状態のものとは黒系統の瓦質化が不十分なものの区別がつかないために、便宜上設けた系統である。今後、焼成技術の解明が進めば、独立した焼成技術として認識できる可能性もある。

また、焼成時のアクシデントにより当初意図されたのと違った発色になる場合も考えられる。

いずれにせよ、色調による焼成技法の認識には地点ごとの瓦類全体の検討の累積が必要である。本節では資料分析の新たな視野として不十分ながら提示するものである。

結果 「湖東系軒丸瓦」を色調によって4系統に分類した結果が表3である。これを文様で設定した群に拠ってみてみる。

1群：湖東Aが黒系統、湖東B I 湖東B II aが青系統、湖東B II b・湖東Fが赤系統に分類できる。形式変化に合わせて、黒→青→赤と変化している。

2群：長寺A・B、湖東Cが青系統、湖東Dは赤系統、湖東Eが白系統となる。青→赤→白という変化が予想される。

1・2群ともに2回の色調の変化が確認できる。内的要因によって変化した可能性も考えられなくはないが、他地域からの技術あるいは色調意識が流入した結果と見るのが自然であろう。色調からは2度にわたって他地域の影響を受けたと考えておきたい。1群が黒→青→赤と変化したうちの青段階と、2群が青→白と変化した青段階は、はたして同一の焼成技法によるものかが問題になってくるが焼成した瓦窯構造や製品が比較できない現状では解明が難しい。ここでは、両者の直接的な関係については不問とし、製品からは類似関係があるとするにとどめたい。

(3)小結

見た目に解る要素からの検討の結果、地域内で色調の変化が見られた。偶発的要因を除けば、焼成時に目指した色調が変化した可能性が高い。特に、1群において、2度にわたる他地域の影響を推定することができた。ただし、変化が湖東北半という地域内に起因するのか、また地域外からの新たな技術の流入に起因するのかは現状では明らかにし得ない。後章で視野を広げて改めて検討する。

5. 見た目でわかりにくい要素からの検討

(1)丸瓦の接合法

丸瓦の接合法先学により、以下のような5種類の方法が明らかにされている(文献105・109・165)。

1.瓦当と丸瓦を別に造り半乾燥させ(第7図 1-①以下同じ)、少量の粘土で接合する(1-②)。この場合、丸瓦は高い位置に接合される。(いわゆる「接合式」)

2. 范に少量の粘土を薄くつめ(2-①)、半乾燥させた丸瓦を立てておいた後(2-②)、内外に粘土を加えて接合する(2-③)。この場合、凸面への粘土充填量の増大により、丸瓦は低い位置に取り付けられる。(いわゆる「はめ込み式」)

3.半乾燥させない丸瓦の端部を折曲げ、縦においた成形台に范を上から打ち込み(3-①a)、不要な丸瓦部を切り取る(3-②a)か、はじめに范に薄く粘土を詰めた後に同じ手順を行なう。(3-①b、3-②b)(いわゆる「縦形一本作り」)これとは別に、横においた成形台に范を横から押し込む(いわゆる「横形一本作り」)ことで成形する方法もみられる。いずれの場合も、丸瓦と瓦当はほぼ同時に成形される。この場合、丸瓦部は高い位置にくる^{注5}。

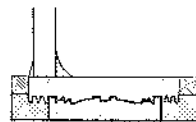
4.瓦当を粘土板を充填して厚く造り(4-①)、丸瓦取り付け部分の粘土をえぐり取る(4-②)。この部分に半乾燥した丸瓦を差し込み、粘土を補充して接合を強化する(4-③)。この場合、丸瓦は低い位置に取り付けられる。(いわゆる「印籠造り」)

5. 范の内区に粘土を詰めたのち、外縁部に粘土帯をまわす(5-①)。この部分に半乾燥させた丸瓦を押し込み(5-②)、内外に粘土を補充して接合を強化する(5-③)。瓦当が厚く造られる場合に

1. 接合式



1-①



1-②

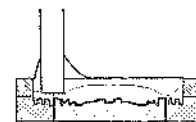
2. はめ込式



2-①

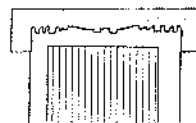


2-②

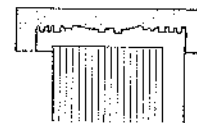


2-③

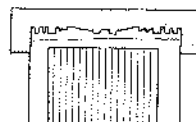
3. 一本作り (杵型)



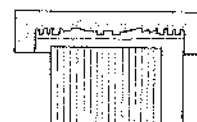
3-①a



3-②a

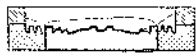


3-①b

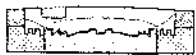


3-②b

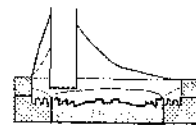
4. 印籠作り



4-①

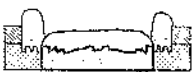


4-②

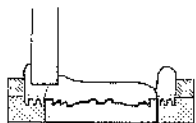


4-③

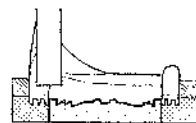
5. 周縁突帯式



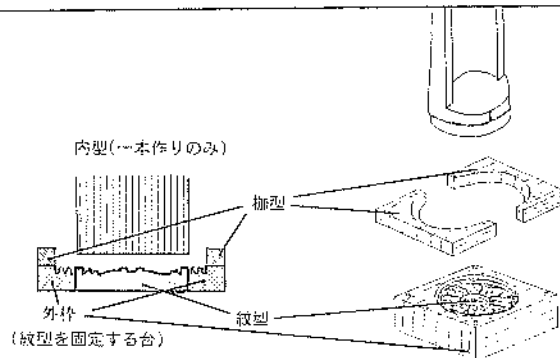
5-①



5-②



5-③



左図は文献109からの転載
外枠の形状については、本図と
若干の相違がある。

第8図. 軒丸瓦成形法模式図

は、範全体に薄く粘土を詰めた後に同じ手順が踏まれる場合もある。いずれの場合も丸瓦が接合されなかった部分には粘土帯がつくる凸帯部が残ることになる。丸瓦は高い位置に取り付けられる。（〈周縁突帯式〉）

5については特に、突帯の整形方法に注目し、ナデによって蒲鋒型にするもの（a）・ケズリによりコ字状にするもの（b）・大まかな整形のみ行なうもの（c）・とくに整形しないもの（d）・粘土の充填により隠れてしまうもの（e）の5つに分類する。各技法の前後関係としては、先学により1.→2.→4.と大きな流れが指摘されている。3.については点的なあり方にとどまるとされるが、その位置づけが必ずしも明確にされていない。

「周縁突帯式」認識の前提 5.は従来は3.との識別が行なわれていなかった。しかし、製作手順がまったく異なることから北村が始めて認識したもので（文献74）、「湖東北部技法」と命名したものである。北村の論では、この技法は丸瓦との接合方法自体は1.であるとして展開されている。北村の検討した八坂東遺跡出土資料については丸瓦接合方法は1.・5.の区別は出来なかった。湖東B IおよびC IIについては、丸瓦の凸凹両面に押込みの際にはみ出した粘土をそのまま接合強化のためにナデた痕跡が認められた。以上の観察から、粘土突帯が丸瓦を接合するためのものと考え、丸瓦接合方法の一つとして認識した。その際、他の丸瓦接合技法が技術的特徴を捉えて命名されていることから改めて「周縁突帯式」の名で呼ぶことにする^{註6}。

分類結果 前述した5技法に分類した結果が表4である。文様で設定した群単位でみてみよう。

1群：湖東Aが1.、湖東B Iが5.、湖東B II a・bと湖東Fが2あるいは5である。形式変化に合わせると、1→5→2あるいは5と変化している。周縁突帯の形状についてもみてみたい。文様で見られた湖東B I→B II a→B II bの流れにあわすと、周縁突帯はa→c→eの変化が確認できる。

2群：長寺A・Bが2.、湖東Cと湖東D・湖東Eが5.である。形式変化に合わせるなら2→5という変化が確認できる。周縁突帯の形状についてみておきたい。文様で確認できた湖東C→湖東D→湖東Eに

あわせるならば、周縁突帯はb→dの変化が確認できる。

文様で群の祖系と考えた湖東Aと長寺A・Bが、技法において次の形式と断絶している点が注目される。これは、5が湖東B Iあるいは湖東Cにおいて創出されたか、他よりもたらされたかを示すと考えられる。突帯の整形方法が多様な点と段階的な変化が見出せる点を評価するならば、周縁突帯式がこの地で創出された可能性をはらんでいる。いずれにしろ、より広い視野に立つ検討が必要である。また、その後の変化についても、グループ外からの技術の流入があった可能性を無視できない。

(3)小結

文様が継続的な変化を見出せたのに対して、色調・丸瓦の接合方法の2者では2度にわたるグループ外からの影響を推定できた。1群の祖系で特異な色調を持った湖東Aは、やはり丸瓦接合法においても地域内で他と断絶している点を確認しておきたい。いずれにせよ、グループ内での関係が地域内でどのように評価できるのかを明らかにせねばなるまい。次章では、瓦当文様による枠をはずし、地域内で瓦当文様・色調・丸瓦接合法の三者の関係を整理し直す作業を行ないたい。

6. 湖東北半における「湖東系軒瓦」の位置付けの予察

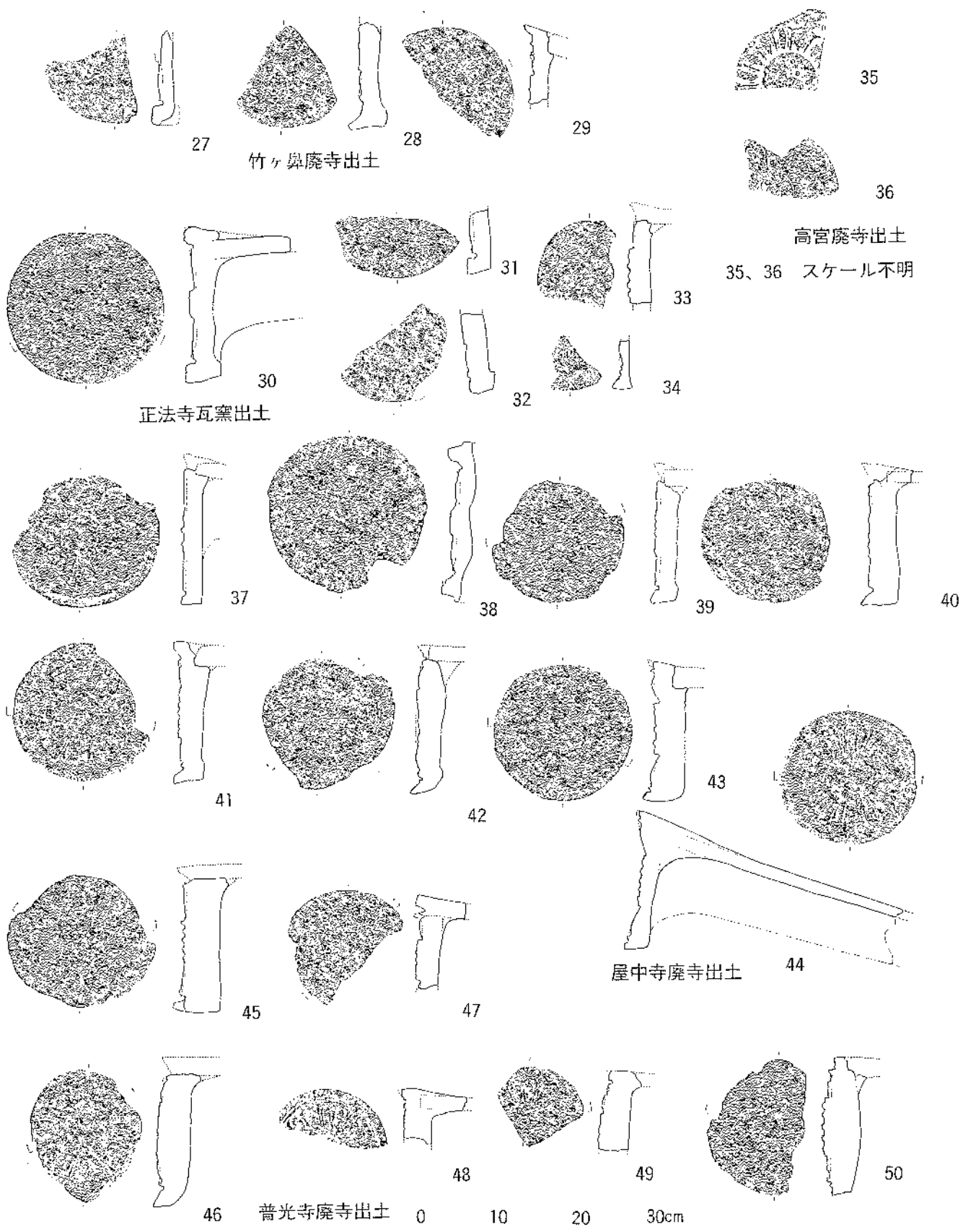
(1)文様からの検討

ここでは、湖東北半の各寺院出土軒丸瓦を前述の「湖東系軒丸瓦」と同様に分析していきたい。分析に当たっては、文様を除き前記4・5章の基準をそのまま用いることとする。文様については彦根市域の資料についての谷口の優れた研究成果に依拠しながら、想定される同範関係と文様の類似関係に大きく分けて概観してみたい（文献143）。

湖東北半は大きく3つのグループに分類できる。
扇状地グループ：野塔ノ塚廃寺・日加田廃寺・野々日廃寺・小八木廃寺・長寺廃寺・橋崎東遺跡・高坪山瓦窯・畑田廃寺

東山道グループ：竹ヶ鼻廃寺・高宮廃寺・正法寺瓦窯

湖岸グループ：中寺廃寺・普光寺廃寺・八坂廃寺



竹ヶ鼻廃寺出土

高宮廃寺出土

35、36 スケール不明

正法寺瓦窯出土

屋中寺廃寺出土

普光寺廃寺出土

0 10 20 30cm

第9図. 湖東北半出土軒丸瓦(4)

文献143から転載

扇状地グループは、大きく2群に分かれる可能性があるのは前に見たとおりである。湖東北半地域でも東半にのみ分布すること、旧国を越えた他の地域にも類例が見られること^{註7}、は大きな特徴である。

東山道グループは、正法寺瓦窯を核とした需給関係にあると推定できる。この一端に屋中寺廃寺も含まれていた可能性がある事実は今後注意を要する。

湖岸グループは、湖東北半地域内でも湖岸部に近い地域にのみ見られた。近江において用原寺系は琵琶湖の周囲に広く見られる。琵琶湖を介する水上交通でより強く地域的結び付きを持ったと見ておきたい。大津北郊系有稜線弁系で想定できる地域の結び付きは、その先駆と考えられる。

文様がまったく異なることから、瓦当径について整理しておきたい。東山道・湖岸グループにおいては瓦当径がほぼ18cm前後の大型のものが多いのに対して、扇状地グループには小型のものが多く特徴が見られる。Aグループ、特に1群は13cm前後と極めて瓦当が小さい点が目につく。扇状地グループにおいても瓦当径の増大という一般的傾向がみられ、この点でグループ外からの影響を想定できるが、1群の祖形である湖東Aの小さい点は評価すべきであろう。

(2)色調

次に、色調で見てみよう。資料数が少ないことから偶発的に色調が変化した可能性を無視できないが、大まかな傾向として文様で設定したグループと合っていない傾向が見られる。色調から焼成技術を推定した場合、文様とは全く違った展開が見られる可能性が高い。

(3)瓦接合技法

文様と丸瓦接合方法の関係に関して述べると、東山道・湖岸グループについては5技法か1技法か判別できなかった。この点は今後の課題としたい。しかし、周縁突帯自体は、北村が指摘するように(文献74)文様に見られたのとは全く違った展開を示すことが確認できる。同じ文様系譜にのる瓦でも、全く違った技法を採用しているものも見られ、技法が文様とは違った原理で展開している可能性を示している。

(4)小結

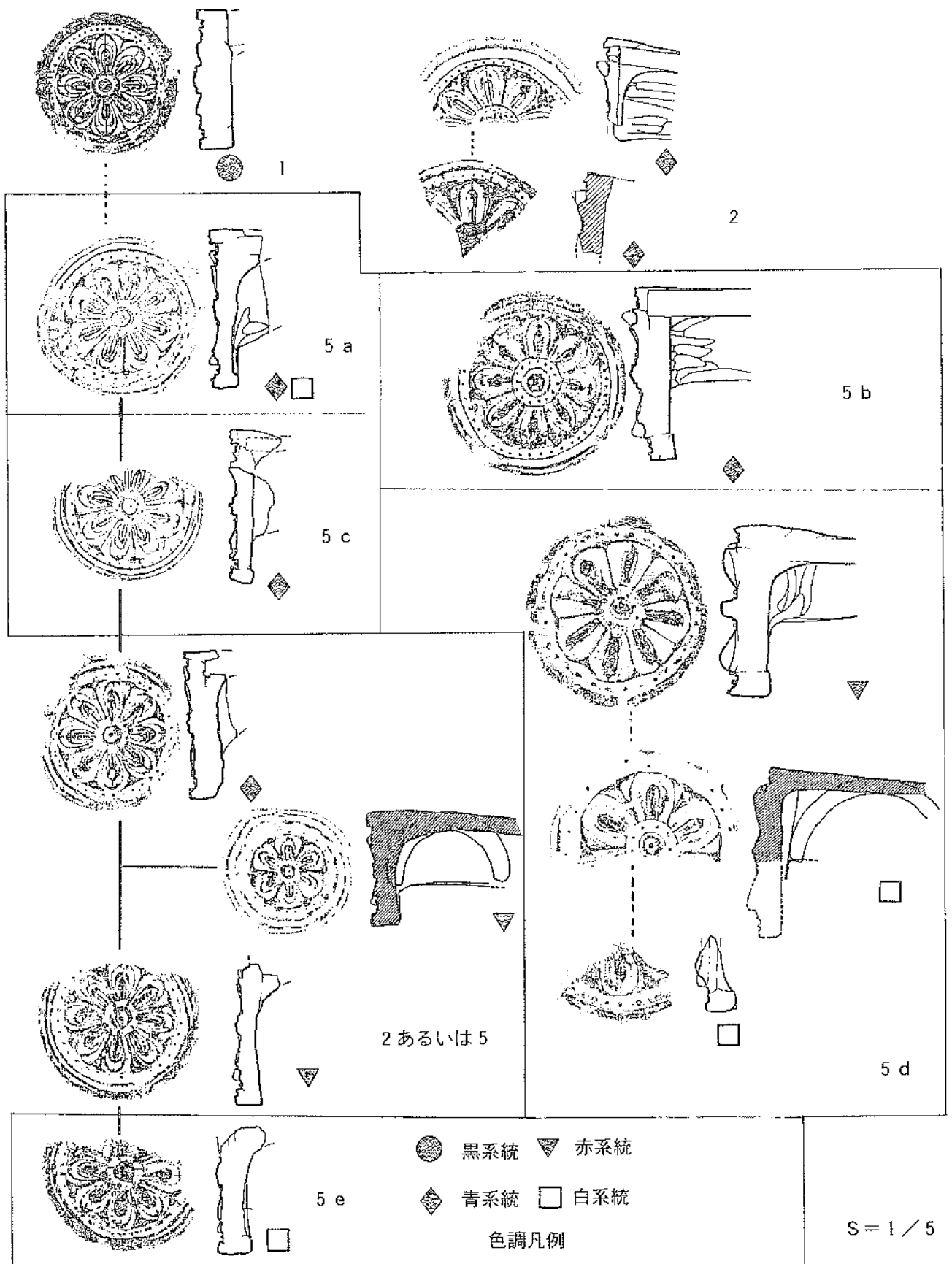
以上見てきたように、文様と色調、製作技法の三者には、それぞれ違った原理が働いていたものと考えられる。こうした中で、「湖東系軒丸瓦」が文様からは地域内の他のグループと断絶しているのにも関わらず、色調・丸瓦の接合方法ともに影響がみられる事実が明らかになった。また、地域内における湖東Aの特異性が確認できた。色調と瓦当の大きさ考えると、両者がデザイン当初から意識されたものと考えたい。湖東Aが周辺地域から遊離し、全く違った次元でデザインが決定されたといえる。

ここで生産地と消費地の関係についてもふれておきたい。生産地と消費地の関係は、湖岸グループについては瓦窯が不明ではある。扇状地グループでは現在軽野塔ノ塚瓦窯と高坪山瓦窯の存在が知られるのみである。軽野塔ノ塚瓦窯が軽野塔ノ塚廃寺に隣接した立地を持つことから、1寺院1窯の様相を持つ可能性が高い。これに対して東山道グループは正法寺瓦窯から竹ヶ鼻廃寺・高宮廃寺へ瓦が供給されたと推定され、1窯多寺的な様相にあると考えられる。扇状地・湖岸グループにおいて瓦の生産・供給体制が異なる可能性が高く、今後の研究に期待される。

7. 本論の成果と課題

本論で明らかにし得た最も重要な事実は、過去に指摘されてきたことではあるが、文様と技法の展開が全く異なっている事実を確認した点である。文様の展開原理はこれまで政治的性格について語られることが多かった。これ自体の是非は問えないが、技法とは違った原理に乗る可能性は高い。文様の創出には仏師に係るとする意見や範は公的機関が監理する事例もみられることから、文様の流れが比較的高次の地域関係を反映するのに対し、技法は規制の少ない在地的な地域関係を反映するとは言えないだろうか。いずれにしても、瓦作りにおいて文様が技法とは違った次元にあると言えそうである。

本論で当初目的とした、「湖東系軒丸瓦」の系譜については、二つの流れを明らかにできた。結果として、湖東Aのグループ内・地域内に占める独自の地位を明らかにできたと思う。湖東Aの範が非常に完成度の高いもので、製作にはデザイン・範の彫刻



第10図. 湖東系軒丸瓦の文様と色調、丸瓦の接合法

の段階で高度な技術が用いられている点を改めて強調しておきたい。

朝鮮半島における「湖東系軒丸瓦」の位置付けが明らかではない現時点では、導入について議論することは差し控えるべきであろう。従来安易に祖系を朝鮮半島や大陸に求めすぎる傾向があった観は否めない。日本列島において目新しい瓦当文様の出現を、半島・大陸といった他地域からの導入に根拠を求めるのではなく、日本列島内での瓦当文様の創出の可能性も考えるべきであろう。様々な器物に見られる蓮華文の類似性を考えると、「湖東系」文様の創出は全く不可能ではないと感じている。これからの研究の課題として、蓮華文のモチーフを「仏教文化」全体の中で位置付け、変遷を明らかにしていくことが重要と考える。

つぎに、「周縁突帯式」技法について、存在を想定するに留まり、展開については解明できなかった。「周縁突帯」の分布については詳細な北村の論（文献74）を参照して頂きたいが、全国的な規模で考えなければならない問題を突きつけたと言える。本論で新しく分析に用いた指標である「色調」については、湖東Aにみられたように、軒丸瓦に込められた重要な要素の一つである点を明らかにでき、一定の成果が得られたと思う。しかし、当初目指した焼成技術の展開を解明するには至らなかった。これは、焼成技術の展開がより広い地域を対象とする必要性を示すものであろう。焼成技術の展開については、今後の課題としたい。

最後に、湖東北半地域における長寺A・Bについてまとめておきたい。グループ内において2群の祖系となる可能性が考えられたが、これは確定的ではなかった。色調からの検討ではグループ内あるいは地域内でも独自性が薄い。丸瓦の接合方法についてはグループ内では特異な位置にあるが、地域内では特殊なものではなかった。以上の点を総合すると、長寺A・Bの位置は、「湖東系軒丸瓦」グループ内および湖東北半という地域内で遊離したものではないと考えたい。

多分に推量を加えながらかなり強引な論を展開したが、湖東北半における「湖東系軒丸瓦」について新たな視点を見出したと同時に多くの問題に行き当た

ることとなった。これらの点をふまえ、稿を改めて検討を加えることとしたい。

文末ではありますが、本論をまとめるにあたって御協力いただいた方々に感謝の意を表し、本論をしめくりたい。

註

1. 妙蘭寺遺跡において、後に述べる湖東Eが敬点表採されている（文献111）。妙蘭寺遺跡は小八木庵寺の南に接する位置にあり、両者には何らかの関連が想定されている。本論では、妙蘭寺遺跡を小八木庵寺に含め、とくに取り上げない。

2. 「湖東式軒瓦」と命名したのは『奈良時代の文化』展（昭和49年11月3日～24日 琵琶湖文化館）開催時に石丸正運によってなされたとの説もあるが、記述には到っていない。いずれにせよ、研究者間の認識の中で漠然と命名されたようである。「湖東式軒瓦」研究の前半については、近藤滋氏の御教示を受けた点が多い。

3. 軽野塔ノ塚庵寺・野々日遺跡・日加田遺跡については、整理作業時に資料が混入し、出土遺跡が特定できない状況にある。また、12・18・24～26については、所在が確認できなかった。小八木庵寺出土資料についても混入の可能性が考えられることから、軒丸瓦の形式について遺跡群の大きな立地から「湖東」を冠することとする。なお、所在不明の瓦については、北村氏や近藤氏に資料を頂いた12・18・24については本論でふれるが、それ以外のものについては考察の対象とはしえなかった。

奈荘町教育委員会林定信氏、湖東町歴史民族資料館森谷子氏には、資料実見の便宜を図っていただいた。

4. 小粕窯は、8世紀の短期的な雑業の瓦陶兼業窯と考えられる（文献94）。灰原出土資料の中には青系・黒系・白系の3者が認められるが、黒系が過半を占める。

5. 「縦型一本作り」に関しては、林の研究（文献165）を参考にした。技法の展開については不明な点が多い。本論では「横型一本作り」については近江において未発見であることを考慮して、模式図を提示しなかった。

6. 技術的特徴を全て名称に反映するならば、「周縁突帯を用いる丸瓦押し込み式」と命名するのが妥当であるが、本論ではこれを短縮して「周縁突帯式」の名称を用いる。

7. 美濃・平蔵寺出土軒丸瓦は湖東BⅠと極めて類似するが、文様の個々の要素についてみると全く異なっている。範

を伴わずに工人のみが移動した可能性が考えられる。越前・小泊窯出土軒丸瓦については湖東Eと文様・技法ともに類似関係が指摘できる。

美濃における「湖東式軒瓦」の展開については、岐阜県博物館大塚章氏の御教示を受けた。また、各務原市教育委員会七井博人氏、織田町教育委員会岩瀬氏には、資料実見の便宜を図っていただいた。

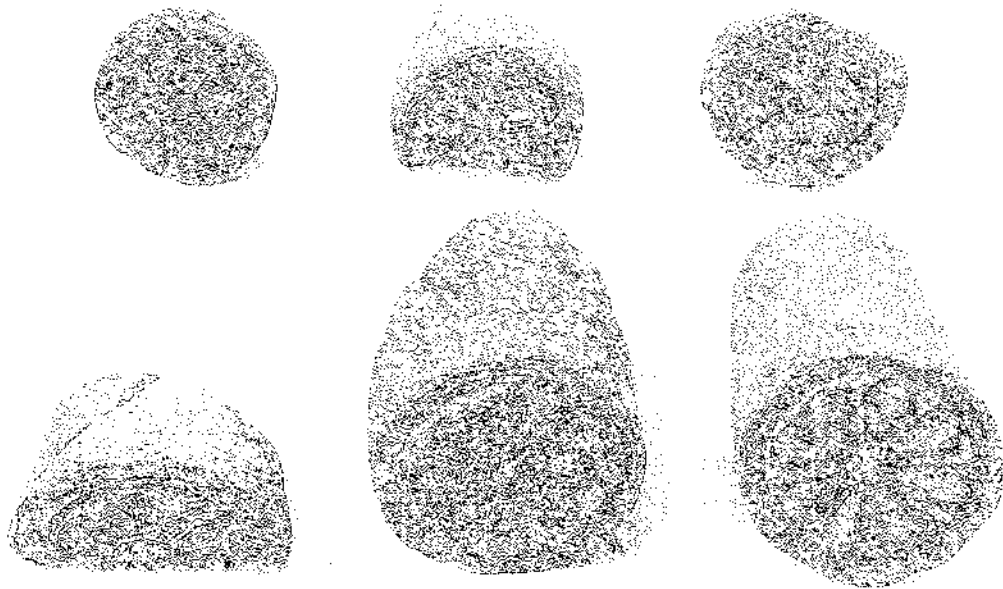
8. 赤系技法は、飛鳥寺創建瓦にみられる2系統の工人集団の一つが採用している可能性が考えられるのが最古の例である。天津市穴太庵寺・天津市南滋賀庵寺・天津市崇福寺・明日香村奥山久米寺・明日香村坂田寺・松山市米住庵寺など、広範にみられる。

黒系技法は、名古屋市尾張元興寺忍冬弁軒丸瓦や河合町長

林寺・山城町高麗寺の川原寺系軒丸瓦などにみられる。色調にみられる焼成技法の導入と展開については今後の課題としたい。

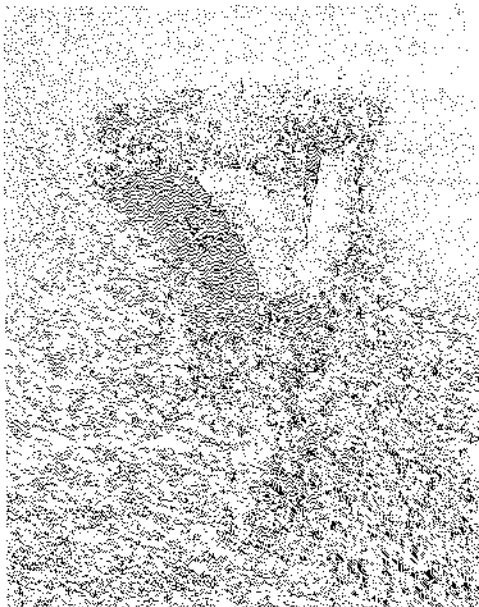
追記 表4における湖東下の計測値は、瓦当径10.2cm、中房径1.2cm、内区径7.4cm、図版番号13である。

補註1 湖東C Iについては実見することができなかったが、北村氏から細部についての情報を御教示いただいた。文様などについては、これに依拠している。製作技法については本論で検討できなかったため、本論に含んでいない。



1. 湖東系軒丸瓦のバリエーション(1~3が1群、4~6が2群)

1. 湖東A(軽野塔ノ塚廃寺出土)・2. 湖東B I(軽野塔ノ塚廃寺出土)・3. 湖東B II(軽野塔ノ塚廃寺出土)
 4. 長寺A(長寺遺跡出土)・5 湖東C II(野々目廃寺出土)・6. 湖東E(小八木廃寺出土)



2. 湖東B Iにみる丸瓦接合方法
(軽野塔ノ塚廃寺出土)



3. 湖東Hにみる周縁突帯の埋没
(軽野塔ノ塚廃寺出土)

編 集 後 記

『紀要』の第10号をお届けいたします。

本号には多数の寄稿をいただいたため、紙幅の関係上、体裁を若干変えざるをえなくなりました。見にくい点等があらうかと思いますが、どうか御了承下さい。

さて、本号をもって、この『紀要』も10歳を迎える事になりました。ここに至る間には、多くの方々の御指導・御協力をいただきました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。今後とも職員の研究活動の拠点として、さらに研鑽をつんでいきたいと考えておりますので、皆様からの積極的な御叱正・御鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

(T・M、T・T)

平成9年3月

紀 要 第10号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会
滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2
TEL:(0775-48-9780)

印刷・製本：明文舎印刷商事株式会社
滋賀県長浜市森町中久保386